14　13の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

15　14の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

16　15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

17　16の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　略］

［削る］

18　17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

［(1)～(3)　略］

19　18の欄は、次によること。

(1)　ＡＴＩＳ番号の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

(2)　個体識別コードの欄は、遭難自動通報局に限り、個体識別コードを記載すること。

(3)　［略］

(4)　適合表示無線設備の番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(5)　製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。以下この別表において同じ。）の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

20　19の欄は、次によること。

(1)　基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。また、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

［(2)　略］

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

18　17の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

19　18の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

［新設］

20　19の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　同左］

21　20の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。ただし、遭難自動通報局の場合は、記載を要しない。

22　21の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

23　22の欄の記載は、次によること。

(1)　ＡＴＩＳ番号の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置を備え付ける無線局に限り、当該識別番号を記載すること。

［新設］

(2)　［同左］

(3)　技術基準適合証明番号の欄は、当該無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

(4)　製造番号の欄は、送信機（送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。）の製造番号を記載すること。また、第15条の２の２第２項の規定により申請又は届出をする場合は、無線局ごとに製造番号を記載すること。

24　23の欄の記載は、次によること。

(1)　空中線型式等の欄の記載は、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表によりそれぞれ該当するコードを記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。

［(2)　同左］

(3)　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。ただし、検定合格機器又は適合表示無線設備を使用する簡易無線局、構内無線局並びに陸上移動局及び携帯局であつて、絶対利得が2.14dBの単一型の空中線を使用する場合及び適合表示無線設備を使用する場合は、記載を要しない。